

平成26年度第2回成田市環境審議会会議録

1 開催日時

平成26年10月27日（月） 午前10時30分～午前11時30分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所6階中会議室

3 出席者

（委員）

本橋敬之助会長、森山茂副会長、藤井智子委員、片岡孝治委員、富井征夫委員、
一色尠夫委員、岩舘司委員、印宮昭夫委員、長尾ミチ子委員、西山重男委員、
長谷川吉昭委員、安藤泰亘委員、清田秀夫委員、佐藤勝幸委員、ボウマン京子委員

（成田市）

小泉市長

環境部 澁谷部長

（事務局）

環境計画課 石井課長、青野課長補佐、渡部係長、大竹主査、廣澤副主査

環境対策課 川島課長、川崎主幹

4 議題

（1）「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について【諮問】

（2）成田市役所エコオフィスアクション（成田市環境保全率先実行計画）平成25年度結果について【報告】

5 議事（要旨）

（1）「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について【諮問】

小泉市長から、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について、環境審議会で審議するよう諮問があり、諮問書の本橋会長に手渡した。なお、答申については、今回の見直しは、国が土壌の汚染に係わる環境基準についてを見直したことに伴う市の条例規則の見直しであることから、「市の案に同意する」、「付帯事項は付けない」という事を今回の確認事項としたい旨本橋会長から述べられた。

議題（１）において出された質問等は次のとおり。

（・質問、→質問に対する回答）

・今回のジクロロエチレンの環境基準の変更は、水質基準の変更に合わせたものか。また、改正前の数字は間違っていたのか。

→土質は、土壌の中に有害なものがあった場合にそれが溶出、水等に流れて、環境が汚染されることを懸念されて決められるので、まず、最初に水質基準の変更があり、それに伴って土壌の汚染に係る環境基準が改正されることになる。国・県においても基準値を改正しているため、市の条例についても改正を行う。また、環境基準の変更は国の中央環境審議会等で検討した結果であるので、改正前の数字が間違っていたということではない。

・成田市では溶出試験により残土の安全性を測定しているが、今後、含有試験の結果で測定する予定はあるか。

→成田市の残土条例における土砂の規定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項」に指定する廃棄物以外のものとしており、自然物由来の土砂を対象としているため、現在は特に問題は生じていないが、今後、国・県の動きを注視し、必要であれば審議会等に諮りながら検討していきたい。

・残土条例の文言を見ると、「等」が非常に多い。都合の良い文言にならないよう注意する必要がある。また、土壌のサンプリングは実施方法によって数値が大きく変わってしまうため、適切に実施するとともに、職員の現地立ち会いの中でもしっかりと監視していただきたい。（提案のみ）

・地質分析の結果は、サンプリングの実施方法によって結果が変わってしまうことがあるため、平均値をとった数値で証明書が作られているが、担当課では証明書等の書類の確認だけでなく、現地に足を運んで確認していただきたい。

→現地の２カ月毎の検査は職員立ち会いのもと業者が実施している。書類上で新しく盛られた場所を把握しているため、疑わしいところ、深さ等を考慮して５地点混合方式による検査を指示している。

(2) 成田市役所エコオフィスアクション (成田市環境保全率先実行計画) 平成 25 年度結果について【報告】

事務局から平成 25 年度の温室効果ガス排出量等の報告があり、その増減要因等について説明が行われた。

(・質問、→質問に対する回答)

・平成 24 年 10 月に供用を開始した「成田富里いずみ清掃工場」では、ごみの処理に伴い発生する余熱を利用した発電を行っているため、電気使用量が減ったとのことだが、どのくらい減ったのか。

→「成田富里いずみ清掃工場」のごみの熔融炉を 2 基稼働すると 3,000kW の発電能力があり、工場内で 2,400kW 使い、600kW を売電している。また、点検等で熔融炉が 2 基稼働していない場合は、買電することがあるが、売電量の方が多いため、差し引きすると「成田富里いずみ清掃工場」における電気使用量は実質「0」ということになっている。

・(前の質問の続きで) 600kW 売電したとのことだが、金額にするといくらか。

→金額が分かる資料を持ち合わせていないが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、一般廃棄物由来の電気は 1kW あたり 17 円 (+税) で売電している。平成 25 年度の売電金額は 68,851,533 円であるが、詳細については後日改めて報告する。

・一般廃棄物中に含まれる廃プラスチック量を減らすための取り組みについて具体的に何か考えているか。以前は「ビニール、プラスチック類」のごみを月 4 回、回収していたが、平成 24 年 10 月にごみの分別区分が変更されてからは「プラスチック製容器包装」のごみは月 2 回の回収となり、この回収頻度を増やすことで廃プラスチック量を減らすことができると思うがいかがか。

→平成 24 年 10 月に供用を開始した「成田富里いずみ清掃工場」では、熔融炉になり、「ビニール、プラスチック類」のごみも処理することが可能となった。そのため、新たなごみの分別区分では、汚れている「ビニール、プラスチック類」のごみを「可燃ごみ」に回すこととなったため、一般廃棄物中に含まれる廃プラスチック量の割合が増加している。ごみの回収頻度を見直すことは現時点で考えていないが、今後は、水で洗ってきれいにできる「ビニール、プラスチック類」のごみや以前のごみの分別区分では、「燃やせるごみ」になっていた、「紙類、衣類、布類」のごみをなるべくリサイクルに回してもらえるようお願いする中でごみ全体の量を減らしていきたい。

・一般廃棄物の減量は市民の協力がなければ進めることができない。本日の議題になっている「成田市役所エコオフィスアクション（成田市環境保全率先実行計画）平成25年度結果」については、市民に十分に周知をしていただきたい。（提案のみ）

・ごみ処理の過程で生成されたスラグは売却しているか。

→ごみ処理の過程でメタル、スラグが生成されるがメタルについては現在売却しているところである。スラグについても、検査や管理をするために必要なストックヤードを旧清掃工場を解体した跡地に整備する予定であり、それが終わり次第売却を始める予定である。スラグは現在、県外等の最終処分場に処理をお願いしている。

・（前の質問の続きで）スラグ実用化の検証はしているか。

→スラグについては、アスファルト、コンクリートの JIS 規格を満たしたスラグを生成している。毎月試験を実施しており、規格を満たすものが生成されていることを確認している。

（3）その他

なし。

7 傍聴

1名。

8 次回の開催日時（予定）

平成26年度は開催する予定はないが、何か審議する事項が発生した場合は会長と相談の上決める。